

人権の大切さを伝えたい

私たちは皆、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、自由に幸せを追い求めることのできる権利「人権」をもっています。このよいうな尊厳は守られ、尊重されなければなりません。

市で唯一の人権問題啓発活動推進者の会として活動する「みずきの会」。平成6年4月に発足し、今年で19年目となりました。

みずきの会は2カ月に1回定例会を開き、暮らしの中のさまざまな人権問題について話し合っています。また、人権の尊重に向けて、自分たちでできるか考え、活動に取り組んでいます。



定例会では、世の中の出来事や暮らしの中のちょっとした出来事などを取り上げ、人権について話し合っている。



人権の大切さを考えてもらおうと、毎年、花火大会でうちわを配り、啓発を行っている。

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

7月22日の大竹・和木川まつり花火大会では、多くの人に人権について考えてもらおうと、市の人権啓発事業のうちわ配布に協力しました。

これからも人権を尊重する社会を築くために、地域社会への啓発を行い、人権の大切さを伝えていきます。

みずきの会の活動

- 会員研修
- 人権啓発を目的とした寸劇やロールプレイの作成
- DV相談カードの作成協力
- 人権啓発用短冊の作成・掲示

など

参加者募集

人権問題啓発活動推進者育成研修会

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

市民の立場で人権啓発活動を推進するため、人権問題に関する基礎的な知識を修得する機会をつくり、その体験をもとに広く市民に対して人権問題を啓発する活動者の育成をします。

とき 9月9日(月)
10時30分～15時10分
(10時10分受け付け)

ところ 廿日市市役所7階会議室

対象

- ① 地域における人権問題の啓発活動推進者として活動する意欲がある方、または市の人権問題啓発活動推進者の会(みずきの会)の推薦のあった方などで、研修終了後、みずきの会に加入し活動ができる方
- ② これまでに人権啓発活動推進者育成研修を受講したことのある方
- ③ 日頃から、地域活動に熱心な方や公民館などの学習講座、PTA活動、また、民生委員・廿日市市人権啓発推進協議会連合会役員などとして地域で活動の経験のある方

申し込み

9月5日(木)までに直接、または電話で自治振興課へ。

人権擁護委員に坂本スミエさんが再任されました

7月1日から引き続き、坂本スミエさんが人権擁護委員に再任されました。人権擁護委員は、地域の住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や公共施設などで皆さんから人権相談を受けたりするなど、さまざまな活動を行っています。



大切な人の悩みに気づいてください

9月10日(火)～16日(月)は 自殺予防週間

問い合わせ 社会健康課 ☎2140

広島県では、全国的な傾向と同様に平成10年以降自殺者が急増し、毎年600人前後の高い水準で尊い命が亡くなっています。自殺について知ることが自殺予防の第1歩です。私たちにできることから始めてみませんか。

自殺は・・・ 追い込まれた末の死

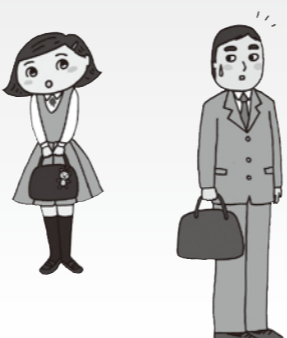
自殺の多くは、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、さまざまな要因により心理的に「追い込まれた末の死」と言うことができます。

自殺は・・・ 防ぐことができる社会的な問題

心理的な悩みを引き起こす要因はさまざまですが、それらに対する支援などにより多くの自殺は防ぐことができます。

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

一般的に自殺者の多くは、たとえ精神疾患を患っていても精神科医などの医療機関を受診しないなど、相



くれましたね」「よく一人で頑張っていたら、しゃべりました」

つなぐ

早めに専門家に相談するよう促す
こころの病気や社会・経済的な問題などを抱えている場合、医療機関などの専門家への相談につなげましょう。

相談を受けた側も一人で抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、本人の気持ちや状況を理解してくれる家族や友人などに協力を求め、連携しましょう。

見守る

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る
身体や心の健康状態について自然な雰囲気の中で声をかけて、あせらず優しく寄り添いながら見守りましょう。

一人の死は周囲の5～6人に深刻な心理的影響を与え、周囲への影響も大変大きいものです。遺族の方の支援として自死遺族の会も県内で開催されています。

こころの悩みの電話相談

(個人情報は厳守されます)

- 広島いのちの電話 ☎082-221-4343 (24時間中無休)
- こころの電話 ☎082-892-9090 (月水金9時～12時、13時～16時30分) ※ 祝日および12月29日～1月3日を除きます。
- メンタル・不眠電話相談 ☎0120-927-225 (月9時～13時、火～金13時～17時) ※ 曜日は変更になる場合があります。また、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
- よりそいホットライン ☎0120-279-338 (24時間・音声ガイダンスにそって相談したいことを選択) ファクシミリ相談(03-3868-3811)
- 自殺予防いのちの電話 ☎0120-738-556 (毎月10日午前8時～翌日午前8時まで)
- 広島県自殺予防いのちの電話 ☎0120-375-568 (毎月20日 8時～20時)
- 社会健康課 ☎2140